

# 公 告

地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 条）第 21 条の 13 第 2 項の規定に基づき、プロポーザル随意契約を行うので、次のとおり公告する。

令和 6 年 7 月 1 日

小松市長 宮 橋 勝 栄

## 1. 応募に付する事項

- ①業務名 小松市上下水道お客さま窓口及び  
下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務
- ②業務目的 小松市では、下水道事業全般に関し、昨今の人口減少社会に向けての  
対応、業務の効率化、経費削減、サービスの向上、地元企業の活用と育  
成、地域貢献等のテーマに取り組むと共に、下水道施設に関しては、  
管理技術の維持・継承、省エネルギー、長寿命化等の施設改善と維持  
管理のグレードアップ、SDGs の実現に取り組むことを目的とする。  
また、市民からの問い合わせ等の窓口及び電話受付業務、水道メー  
ター検針、上下水道料金の調定及び収納業務、滞納整理業務、普及促進  
業務等料金関係業務に加えて、給水・排水設備工事の窓口及び申請受  
付ならびに検査業務等を包括的に委託し、お客様サービス、業務品質  
及び収納率の向上等更なる効率的運営を図る。
- ③対象業務 公共下水道施設・農業集落排水施設等の維持管理業務  
料金徴収・窓口関係業務
- ④業務委託期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 5 年間
- ⑤業務範囲 公共下水道施設・農業集落排水施設等維持管理業務
- ・ 運転管理業務  
運転監視業務、水質管理業務、調達管理業務、文書管理業務、  
保安管理業務
  - ・ 保全管理業務  
保守点検整備業務、施設改修業務、施設補修業務
  - ・ その他業務  
ストックマネジメント計画更新業務、衛生業務、環境整備業務、  
廃棄物管理業務、覆土代替材散布業務、見学者対応業務、地域サ  
ービス関連業務、安全衛生業務、災害及び緊急時対応業務、マニ  
ュアル整備業務、任意事業
- 料金徴収・窓口関係業務（任意事業含む）
- ・ 料金等業務
  - ・ 給水装置工事関連業務
  - ・ 排水設備工事関連業務
- ⑥予定価格 ￥3,570,000,000 円（5 ケ年分・消費税及び地方消費税含む）

## 2. プロポーザル参加に関する条件等

### 2.1. 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については市の了承を得た上で認める。

- ① 参加者は、単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とするが、構成員は本件業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。共同企業体は構成員の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加の申請及び手続きを行う。
- ③ 共同企業体は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。
- ④ 参加者である単独企業及び構成員は、他の共同企業体の構成員になることができない。
- ⑤ 参加者は、水道施設における緊急性を有する維持管理の技術、ノウハウ及び実績並びに災害時における水道の応急対策に関する協定書を締結していること等を勘案し、小松市管工事協同組合を応募グループの構成企業として参画させるものとする。なお、小松管工事協同組合が担う業務等については、各構成企業間で調整を行うものとする。

### 2.2. 参加資格要件

参加者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体を結成する場合は、「小松市上下水道お客さま窓口及び下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務における共同体の取り扱いについて」に示す取り扱いとする。共同企業体を設立する場合は、①については代表企業が満たし、④については構成員のいずれか1社が満たせば良いこととする。

- ① 令和5・6年度の小松市競争入札参加資格を有する者であること。  
格付は、機械器具設置工事Aランク（総合点数770点以上）とする。
- ② 公示日以後に、小松市建設工事等請負業者の指名停止に関する要領（平成27年4月1日）に基づく指名停止、又は石川県建設工事請負者の指名停止に関する要綱に基づく指名停止を受けている期間がないこと。
- ③ 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。  
ア. 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更正手続開始の申立て（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）  
イ. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- ④ 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。  
ア. 下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく終末処理場の維持管理業務を元請として平成26年以降、履行した実績を有する者であること。  
イ. 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく農業集落排水処理場の維持管理業務を、元請として平成26年以降、履行した実績を有する者であること。  
ウ. 上下水道事業の料金徴収・窓口関係業務を、元請けとして平成26年以降、履行した実績を有する者であること。  
エ. 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和62年建設省告示第1348号）に基づく下

水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。

オ. ふるさと石川の環境を守り育てる条例（平成16年3月23日条例第16号）第48条から第62条に基づく浄化槽保守点検業登録を有する者であること。

カ. 次に掲げる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。

1. 下水道法第22条2項に基づく有資格者（下水道第3種・下水道管理技術認定試験合格者）
2. 安全衛生推進者
3. 危険物取扱者（乙種第四類）
4. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
5. ボイラー技士（二級）
6. クレーン運転士
7. 玉掛け技能者
8. 特定化学物質作業主任者
9. 電気主任技術者（第三種）
10. 第一種電気工事士
11. エネルギー管理員
12. 浄化槽技術管理者
13. 浄化槽管理士
14. 給水装置工事主任技術者
15. 排水設備工事責任技術者（石川県下水道協会が認定する者）  
ただし、他都道府県の排水設備工事責任技術者を取得しているものは、  
受注開始後3年以内での資格取得も認めるものとする。
16. 普通自動車運転免許
17. 準中型自動車運転免許
18. その他業務履行上必要とする法令等で定めた資格等

### 3. 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は、参加表明書（様式4）とともに参加資格確認書類（様式4～8他）を以下のとおり提出すること。

#### ①提出期間

令和6年8月5日（月）から令和6年8月19日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く9時から17時まで。ただし、12時から13時までを除く。）

#### ②提出方法

本紙11「問い合わせ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合、提出時に委任状（様式12）を併せて持参すること。

#### ③提出書類

募集説明書「6.4 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

#### 4. 企画提案書の提出

参加者は、企画提案書類提出届（様式 9）とともに企画提案書（様式 10）を以下のとおり提出すること。

##### ①提出期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 9 月 17 日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く 9 時から 17 時まで。ただし、12 時から 13 時までを除く。）

##### ②提出方法

募集説明書「7 本業務に関する問い合わせ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合、提出時に委任状（様式 12）を併せて持参すること。

##### ③提出書類

募集説明書「6.5 企画提案書類提出時の提出書類」を参照のこと。

#### 5. 委員会の設置

市は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「小松市上下水道お客さま窓口及び下水道施設等維持管理に係る包括的民間委託業務事業者選定審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。

なお、参加者が、募集公告から優先交渉権者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接又は間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

#### 6. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び市は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

#### 7. 優先交渉権者の決定

委員会が予め定めた提案評価基準に基づき、委員会の審査により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、市は優先交渉権者を決定し、契約交渉を行う。

審査は、参加資格の確認及び企画提案書の審査により実施する。審査の詳細については、別冊の提案評価基準を参照のこと。

#### 8. 契約手続き

##### ①業務契約の締結

市は、優先交渉権者に見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、業務契約を締結する。業務契約の詳細については、別冊の契約書（案）を参考のこと。

##### ②優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

市は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、企画提案審査結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

## 9. 支払条件

毎月計 60 回払いとする。

## 10. 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の 1 年度分の 10 分の 1 以上とする。ただし、次の各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。なお、委託料の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の契約金額の 1 年度分の 10 分の 1 以上に達するまで、保証の額の増額もしくは減額を請求することができる。

- ①契約による履行の不履行により生ずる損害を担保する市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。この場合、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託すること。
- ②金融機関と契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する保証契約を締結したとき。
- ③小松市財務規則（昭和 58 年小松市規則第 12 号）第 127 条の規定に該当するとき。

## 11. 問い合わせ先

小松市上下水道局上下水道管理課 担当：中田・山田

所在地 〒923-8650 小松市小馬出町 91 番地

電話 0761-24-8090

F A X 0761-21-8114

電子メール [jouge-kanri@city.komatsu.lg.jp](mailto:jouge-kanri@city.komatsu.lg.jp)